

経営強化計画（ダイジェスト版）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項）

平成23年12月

相 双 信 用 組 合

目次

1. 経営強化計画の策定にあたって	……	1
2. 東日本大震災の影響	……	2
3. 被災者への信用供与の状況	……	5
4. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策	……	6
5. 全国信用協同組合連合会による優先出資の引受に係る事項	……	10

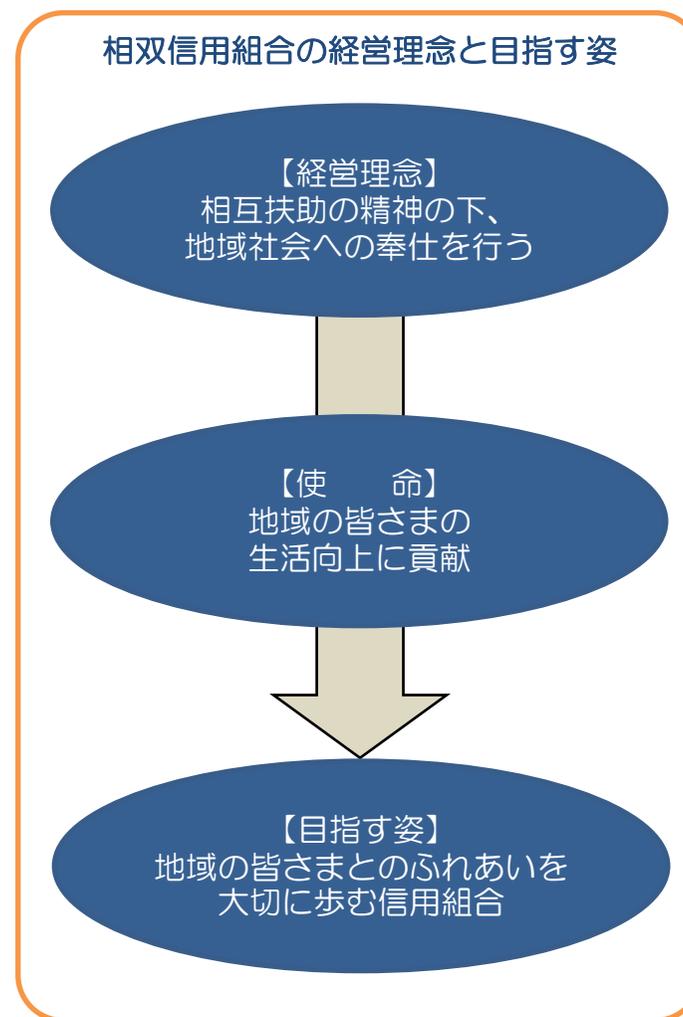
1. 経営強化計画の策定にあたって

(1) はじめに

- 当信用組合は、「中小商工業者や勤労者などの組合員のために、相互扶助の精神の下、地域社会への奉仕を行う」ことを経営理念と致しまして、地域の皆さまにより一層価値のある金融サービスを提供することにより、地域経済における安定的な資金供給を支援し、地域の皆さまの生活の向上に貢献する信用組合であるべく、地域の皆様とのふれあいを大切に歩んで参りました。
- 東日本大震災によって福島県経済が未曾有の打撃を受ける中、当信用組合は、直接・間接的に被災されたお取引先を含め、地域の中小規模事業者や個人の皆さま方に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化に不可欠であると考え、また、そのような取組みが強く求められているものと認識しております。
- かかる使命を十分に果たしていくため、当信用組合では、特定震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、全国信用協同組合連合会を通じ、資本支援の要請を行うことと致しました。今後は、財務基盤の強化と東日本大震災からの復興支援及び地域の中小規模事業者等への信用供与の円滑化に向けた態勢を整え、経営強化計画に基づいた諸施策に取り組んで参ります。

(2) 経営強化計画の実施期間

- 平成23年4月から平成28年3月末まで（5年間）
当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第1項第1号の規定に基づき、平成23年4月から平成28年3月までの特定震災特例経営強化計画を実施致します。



2. 東日本大震災の影響 ①

(1) 福島県の被害状況

人的・物的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・死者・行方不明者数は1,983名（平成23年11月22日現在）。 ・原発事故による被害を含め、県内外への避難者は58,000名以上。 ・建物の全半壊75,369棟（平成23年11月22日現在）。
地域経済への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害、生産営業設備、様々な社会・生活インフラ、物流インフラ等過去に類を見ない被害。

(2) お取引先の被害状況

地震や津波に加え、原発事故による影響により、当信用組合の主な営業エリアである相双地域は全域において被害を受けており、お取引先につきましても、極めて甚大な被害となっています。

①事業性資金取引先、住宅資金・消費資金利用者等の被災状況（平成23年10月末現在調査状況、調査率94.72%）

◆事業性資金取引先 該当先 495先 貸出残高 112億39百万円	お取引先	〔直接被害〕 代表者の死亡、本社・設備等の損害など 〔間接被害〕 仕入・販売先の被災、風評等による売上減少
◆住宅資金利用者 該当先 381先 貸出残高 39億84百万円		〔直接被害〕 住宅などの全半壊、原発事故による避難など 〔間接被害〕 震災・原発事故による収入の減少など
◆消費資金他利用者 該当先 827先 貸出残高 5億29百万円		

2. 東日本大震災の影響 ②

②当信用組合に占める被災者への信用供与状況

(単位：先、百万円)

平成23年10月末 貸出金残高		被害状況	利用者内容	先数・金額（影響大）		先数・金額（影響中）		先数・金額（影響小）	
先数	金額			先数	金額	先数	金額	先数	金額
3,276	25,948	建物・店舗の 全半壊等	事業性資金	19	606	13	1,080	3	134
			住宅資金	31	294	14	117	—	—
		風評・収入減等	事業性資金	77	2,806	—	—	104	1,244
			住宅資金	44	570	—	—	102	996
			消費資金他	6	2	—	—	36	48
		原発事故による避難	事業性資金	279	5,369	—	—	—	—
			住宅資金	190	2,007	—	—	—	—
			消費資金他	785	479	—	—	—	—
		合計	事業性資金	375	8,781	13	1,080	107	1,378
			住宅資金	265	2,871	14	117	102	996
			消費資金他	791	481	—	—	36	48

※影響小は、建物の一部損壊や風評等による売上あるいは収入が減少しているものの、事業や生活に影響が軽微な先です。

※平成23年10月末現在の当信用組合の被災債権の調査状況は、調査先数で94.72%、調査債権額で88.74%となっております。

2. 東日本大震災の影響 ③

(3) 当信用組合の被害状況

- 相馬港支店が津波で全壊したほか、その他の店舗においても一部損壊。
- 浪江・大熊・富岡支店の3店舗が福島第一原子力発電所の警戒区域内にあり、臨時休業中。
- 職員に被害はなかったものの、職員の家族7名が津波により犠牲となっている。



〔写真上2枚〕 相馬市原釜・松川浦地区の津波後の状況
〔写真下〕 津波で全壊となった当信用組合相馬港支店
（福島県相馬市同地区内）

3. 被災者への信用供与の状況

(1) 震災後の当信用組合の支援体制



(2) 被災者への約定償還の一時停止と貸出条件の変更 (H23/4~H23/10末現在)

(単位：先、百万円)

手続き内容	利用者内容	先数	金額	備考
条件変更	事業性資金	104	2,585	ほかに消費者ローン161先1億28百万円の条件変更を実施。
	住宅資金	74	774	
約定償還の一時停止先	事業性資金	54	1,851	平成23年6月以降の申出なし。
	住宅資金	43	407	

(3) 震災関連貸出の状況 (H23/10末現在)

(単位：件、百万円)

震災関連貸出	件数	金額
事業性新規融資	31	490
生活支援新規融資	11	10

4. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策 ①

(1) 復興へ向けた当信用組合の方針

東日本大震災から復興されようとしている中小規模事業者の皆さまや勤労者の皆さま

お客様第一の経営方針を貫きながら
可能な限りのご支援を致します

当信用組合は個別訪問をメインとして地域密着型金融【リレバン】の継続を実践します

(2) 信用供与の円滑化に向けた体制整備の方策

- 中小規模事業者の特性（社歴・評判、代表者の人柄、経営基盤、マーケティング）を重視した融資判断の実践。
- 当信用組合の経営改善支援委員会や顧問契約を結ぶ中小企業診断士などによる経営相談の実施。
- 毎週火曜日・木曜日の午後7時まで夜間融資相談会の開催。
- 福島県の相双地域以外に避難されたお客様に対する、会津若松市・二本松市・いわき市における相談所の開設。
- 条件変更の積極的な対応。
- 中小規模事業者向けの使いやすい融資商品の販売。

4. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策 ②

リレバンの実践策	実践内容
中小規模事業者の特性を重視した融資判断の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書・申告書の定量情報だけではなく、社歴・評判、代表者の人柄、経営基盤、マーケティングを重視した融資判断を行う。 ・信用組合業界の信用リスク管理システムを活用する。
経営改善支援委員会や中小企業診断士などによる経営相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合において必要と判断したお客様に対して、経営改善支援委員会や顧問契約を結ぶ中小企業診断士などによる経営相談を行う。 ・経営改善計画書の作成に助力。
夜間融資相談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日・木曜日の午後7時まで夜間融資相談会を開催し、日中来店の難しいお客様対応を行う。
営業エリア外の相談所開設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難されているお客様のために、会津若松市・二本松市・いわき市において相談所を開設し、預金の入出金や融資などの相談業務を実施する。
条件変更の積極的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の状況に即した融資金の条件変更対応を積極的に実施する。
中小規模事業者向けの融資商品の販売	<ul style="list-style-type: none"> ・低金利の福島県の制度融資の取扱いはもちろんのこと、当組合独自の商品も販売していく。 ・現在も信用貸の商品取扱いはあるが、さらに新商品の販売を実施する。

4. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策 ③

(3) 地域経済の復興に関する方策

- 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し【支店の開設・宮城県南部への営業エリアの拡大】
- 震災復興に向けた新商品の提供【事業者向け復興融資・被災者向け住宅ローン等の提供】
- 被災したお取引先の事業再生・事業継承に向けての支援【個別訪問の強化・セミナーの開催など】
- 二重ローン問題等への対応【中小企業再生支援協議会との連携・事業再生ファンド等の活用など】
- お客様対応の為に人材の育成【OJT強化による職員のスキルアップなど】
- 地方公共団体等への支援【復興事業債の調達入札への積極的な参加など】
- 外部機関との連携【商工会や商工会議所などとの連携】

【支店の開設】

当信用組合の本店所在地である相馬市は、大野台地区など西部地区に仮設住宅が設置されたことなどから、被災者の新たな生活基盤となり、居住者が増加している状況にあります。新たに移住された被災者に対する金融サービスの適切な提供、またアクセス面の向上など既往のお客様の利便性向上に寄与するものと考え、新たな支店を出店すべく開設準備を進めております。

【宮城県南部への営業エリアの拡大】

宮城県南部の地域は、仙台市の経済圏の広がりから人口が増加しており、今後、当信用組合の営業エリアである福島県の相双地区ともさらに密接なつながりを持つものと考えられ、JRの東北本線と常磐線の分岐駅があり交通の利便性が確保できる岩沼市周辺を中心に、営業エリアの拡大により、当信用組合の事業基盤の強化と、併せて、被災からの復興に向けた拠点としての地域活性化に資するものと考えております。

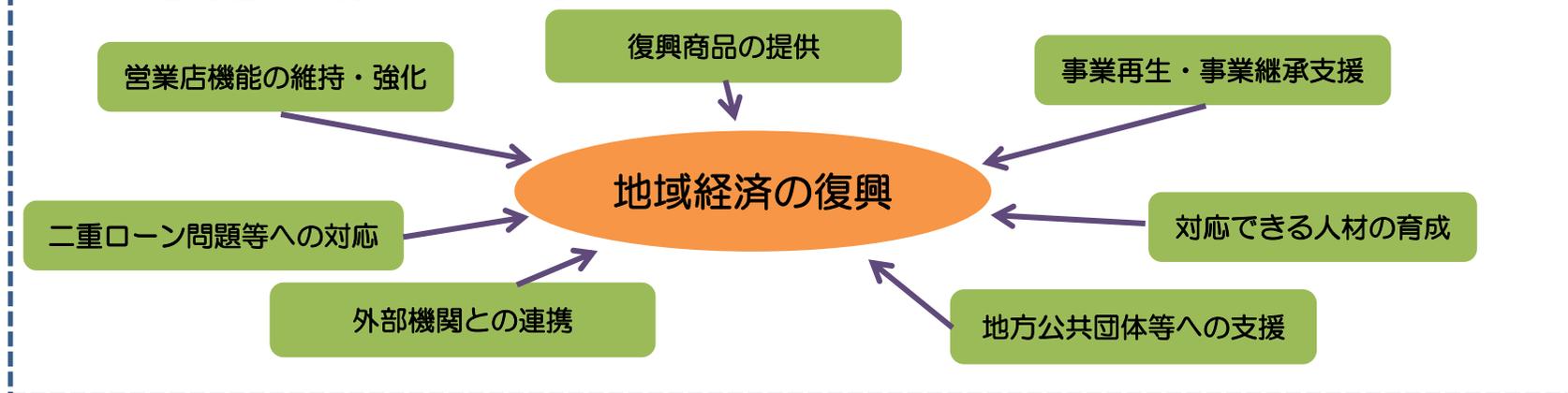
4. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策 ④

【震災復興に向けた新商品の提供】

事業性融資	福島県の緊急経済対策支援制度に基づく「ふくしま復興特別資金」などの制度資金を中心に提供しています。
被災者向け住宅ローン融資	平成23年9月に、従来の住宅ローン金利を大幅に優遇した商品を提供しています。
被災者向け生活支援融資	「東日本大震災被災者向け生活再建支援融資」「東日本大震災復旧ローン」を提供しています。

※ 今後におきましても、復興・復旧に資する商品の提供を行って参ります。

相双信用組合の復興のための方策



5. 全国信用協同組合連合会による優先出資の引受に係る事項

(1) 金額の算定根拠

- 当信用組合の平成23年3月期の自己資本比率は13.88%と、国内基準である4%を上回っており、健全性の面で懸念はないものと認識しております。
しかしながら、当信用組合の主たる営業エリアである福島県の相双地域は、東日本大震災により多くのお客様が被災し、また、二次的被害である原発事故の影響もあり、当信用組合が保有する被災債権は1,703件、157億52百万円（平成23年10月末現在）と、早急な復興・地域再生への着手が求められる事態となっております。
- 当信用組合自体も店舗が東日本大震災あるいは原発被害により全壊や一部損壊、臨時休業の影響を受けており、そのなかで、地域の中小規模事業者への事業再生・改善資金、個人への生活再建資金等の需要に迅速かつ円滑に対応していくことが求められております。
さらに、今後の東日本大震災の影響の広がりや復興期間の見通しが立たないなかでは、将来に向けた予防的な観点からも、自己資本の拡充を図っていく必要があります。
- 現在確認済みの被災債権（157億52百万円）のほか、原発事故による避難者もあり、調査未了となっている債権（29億23百万円）について、現時点における保全状況も勘案しつつ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本の水準を確保できるようにするという考え方にに基づき、今般、優先出資160億円の発行による資本支援を求めると致しました。

(2) 当該資金の活用方針

- 今般の資本増強により、将来に向けた経営の安定確保が図られることから、当信用組合の営業エリアである地域経済の再建・再興と、被災されたお客様への信用供与の維持・拡大並びに各種サービスの向上等、震災からの復興に向けた諸施策に継続的に取り組んで参ります。